### 検証前レポートの見方について

項番

項目

- 1 歯科衛生実地指導料1 (複数算定)
- ○国保における取扱い

歯科衛生実地指導料1について、月1回を超える算定は認めない。

○取扱いの根拠

算定ルールに基づく。

○国保における取扱い

審査における47都道府県国保連合会で共通の取決め内容

○取扱いの根拠

上記取扱いの医学的な根拠

○留意事項

上記取扱いにおける例外的な事例など留意が必要な内容 一部の項目のみに設けられています

#### ○棒グラフについて

当該項目に対応するコンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数とその内訳を示します

・該当件数

下記の3種類の内訳を合計したコンピュータ チェック貼付レセプトの総件数

・赤:請求どおり(職員)

審査担当職員が対象項目を査定せず請求どおり とした事例の件数

・橙:請求どおり(審査委員)

審査委員が対象項目を査定せず請求どおりとした事例の件数

・水色: 査定

審査担当職員または審査委員が対象項目を 査定等適切に処理した件数

#### ○折れ線グラフ(査定率)について

コンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数のうち査定等適切な処理がされた事例の割合 (棒グラフ全体に占める水色部分の割合)



#### ○A県

月1回を超えて歯科衛生実地指導料1を算定している 事例が40件あり、そのすべてが査定されています

#### ○B県

月1回を超えて歯科衛生実地指導料1を算定している 事例が<u>8件</u>あり、職員が請求どおりとした事例が<u>1件</u>、 審査委員が請求どおりとした事例が<u>2件</u>、 査定された事例が5件あります

全事例(8件)に占める査定率は<u>約63%</u>となります

#### ○C県

月1回を超えて歯科衛生実地指導料1を算定している 事例が80件あり、職員が請求どおりとした事例が10件、審査委員が請求どおりとした事例が20件、査定 された事例が50件あります 全事例(80件)に占める査定率は約63%となります

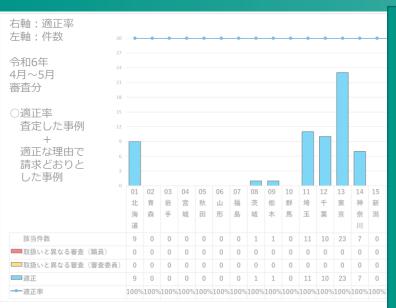
○D県

月1回を超えて歯科衛生実地指導料1を算定している 事例がない

該当事例がない場合、査定率は便宜上100%と表記しています

※請求どおりとした事例の中には、不合理な差異の原因となる「取扱いと異なる審査」のほか、 **然るべき適切な理由の下で請求どおりと処理されたも のも含まれます** 

# 検証後レポートの見方について



#### ○棒グラフについて

当該項目に対応するコンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数とその 内訳を示します

・該当件数

下記の3種類の内訳を合計したコンピュータチェック貼付レセプトの総件数

・赤:取扱いと異なる審査(職員)

審査担当職員が認識誤りなどにより査定せず請求どおりとした事例の件数

・橙:取扱いと異なる審査(審査委員)

審査委員が認識誤りなどにより査定せず請求どおりとした事例の件数

・水色:適正

審査担当職員または審査委員が対象項目を査定等適切に処理した件数及び 適切な理由により請求どおりとした事例の件数

#### ○折れ線グラフ(適正率)について

コンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数のうち査定等適切な処理がされた事例及び適切な理由により請求どおりとした事例の割合(棒グラフ全体に占める水色部分の割合)を示します

※該当事例がない場合、適正率は便宜上100%としています

	从欧马季//// 60 · 物面、适正中6次直至100 // CO CV · S y							
			件数	割合				
コンピュータき	チェック貼付数			100				
査定 算定ルールどおり				9 6	96.0%			
	2回分を別の摘要で請求したため片方を請求どおりと処理したもの 適正審査の		内訳 4	4.0%	適正審査			
		適正と判断されたもの 断による 0件	職員の請求どおり	0		100%		
12 10 10 10 10	医学的判断による		審査委員の請求どおり	0				
請求どおり 4件	0件	認識誤り等と判断されたもの	職員の請求どおり	0				
. , ,		0件	審査委員の請求どおり	0				
	職員の請求どおり	(認識誤り等)	取扱いと異なる審査の	内訳 0				
	審査委員の請求どおり	) (認識誤り等)		0				

# 項番1 検証前レポート

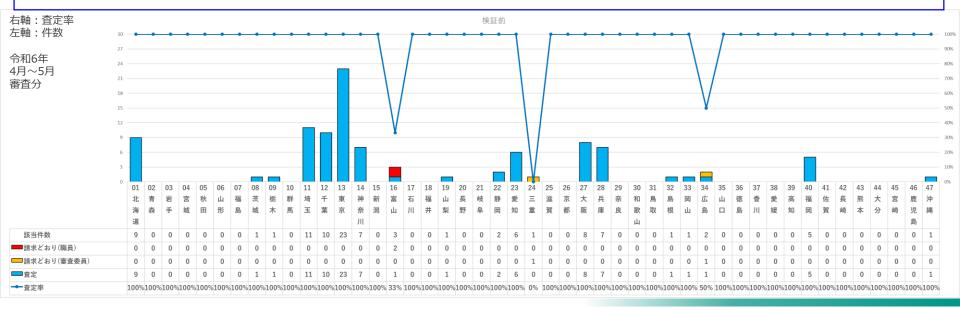
 

 項番
 項目

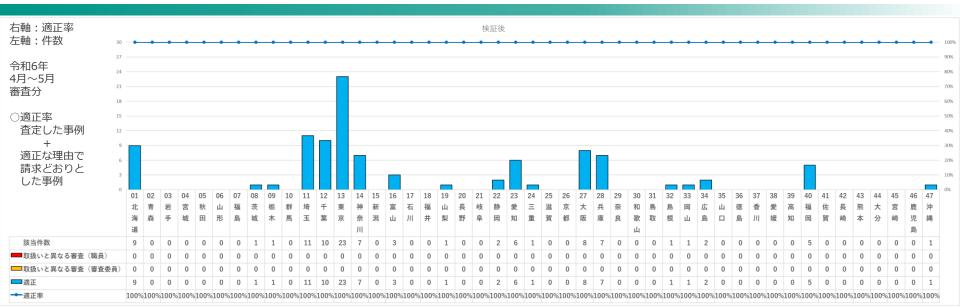
 1
 歯科衛生実地指導料1 (複数算定)

 ○国保における取扱い 歯科衛生実地指導料1 について、月1回を超える算定は認めない。

 ○取扱いの根拠 算定ルールに基づく。



# 項番1 検証後レポート



			件数	割合		
コンピュータチ	コンピュータチェック貼付数			100		
査定	算定ルールどおり			9 6	96.0%	
	2回請求されていたた	め1回請求に処理したもの		4	4.0%	適正審査
		適正と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0		100%
15 15 15	医学的判断による		審査委員の請求どおり	0		
請求どおり 4件	協議を行った事例 0件	認識誤り等と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0		
			審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり	(認識誤り等)		0		
	審査委員の請求どおり	) (認識誤り等)		0		

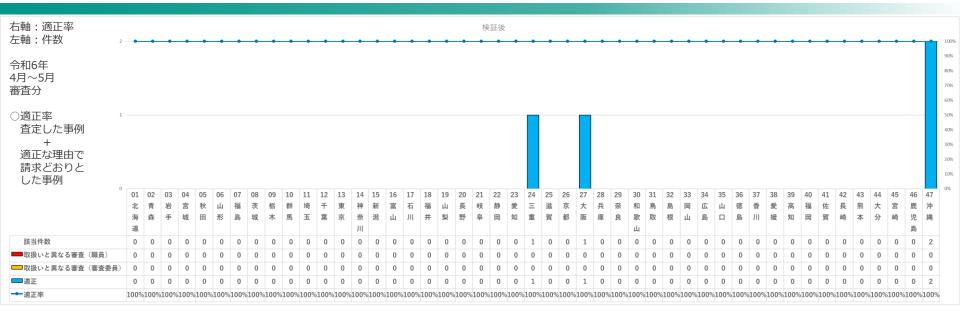
### 項番2 検証前レポート

該当件数 請求どおり(職員) 請求どおり(審査委員)

■査定
●査定率

項番 項目 歯科疾患管理料(周術期口腔機能管理料(3)を算定) ○国保における取扱い 歯科疾患管理料について、周術期口腔機能管理料(3)を算定した月においては算定を認めない。 ○取扱いの根拠 算定ルールに基づく。 右軸: 査定率 検証前 左軸:件数 令和6年 4月~5月 審查分

# 項番2 検証後レポート



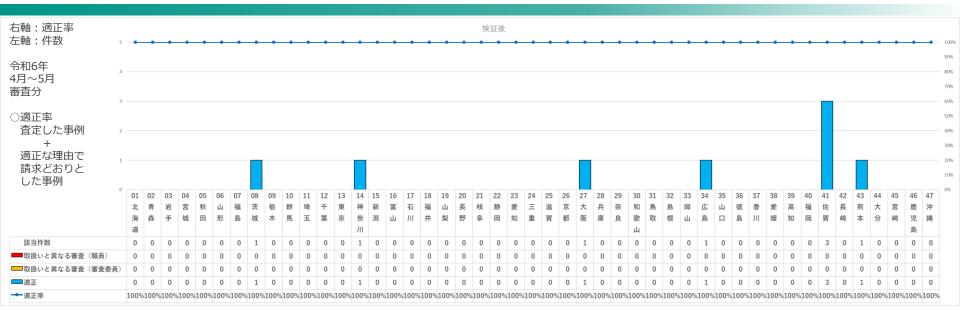
					割合	
コンピュータチ	コンピュータチェック貼付数					
査定 算定ルールどおり				1	25.0%	
	周術期口腔機能管理料の算定要件を満たしてなく同管理料を査定したものなど				75.0%	適正審査
	適正と判断されたもの	職員の請求どおり	0		100%	
15 15 15 15	医学的判断による	0件	審査委員の請求どおり	0		
請求どおり 3件	協議を行った事例 0件	認識誤り等と判断されたもの0件	職員の請求どおり	0		
			審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり	(認識誤り等)	0			
	審査委員の請求どおり	) (認識誤り等)		0		

### 項番3 検証前レポート

查定率

項目 項番 歯科治療時医療管理料(周術期口腔機能管理料(1) (手術前)を算定) ○国保における取扱い 歯科治療時医療管理料について、周術期口腔機能管理料(1)(手術前)を算定した月においては算定を認めない。 ○取扱いの根拠 算定ルールに基づく。 右軸: 査定率 検証前 左軸:件数 令和6年 4月~5月 審查分 該当件数 ■請求どおり(職員) 請求どおり(審査委員)

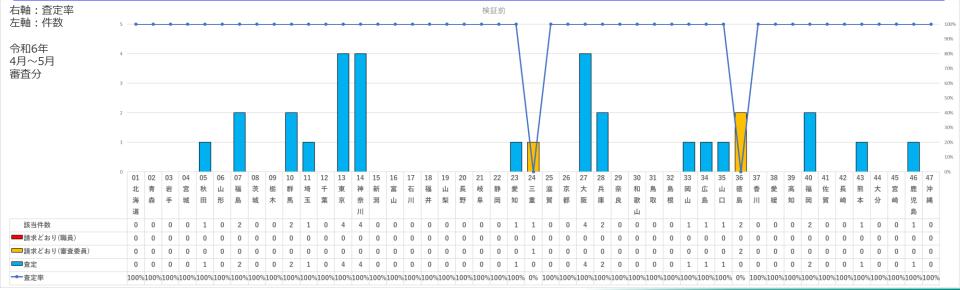
# 項番3 検証後レポート



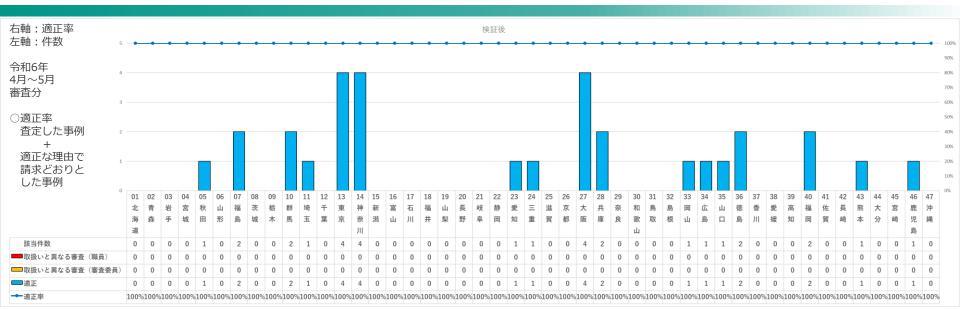
			件数	割合		
コンピュータチ	コンピュータチェック貼付数					
査定	算定ルールどおり			8	100%	
						適正審査
	適正と判断されたもの	職員の請求どおり	0		100%	
1	医学的判断による	0件	審査委員の請求どおり	0		
請求どおり 0件	協議を行った事例 0件	認識誤り等と判断されたもの	職員の請求どおり	0		
		0件	審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり	(認識誤り等)		0		
	審査委員の請求どおり	) (認識誤り等)		0		

### 項番4 検証前レポート

# 項番 項目 新製有床義歯管理料(2以外) (新製有床義歯管理料(困難)算定あり) ○国保における取扱い 新製有床義歯管理料(2以外)について、新製有床義歯管理料(困難)を算定した月においては算定を認めない。 ○取扱いの根拠 算定ルールに基づく。



# 項番4 検証後レポート



				件数	割合	
コンピュータチ	コンピュータチェック貼付数					
査定	算定ルールどおり			2 8	90.3%	
	適応等の関係から新製	以有床義歯管理料(困難)を査定	F床義歯管理料(困難)を査定したものなど		9.7%	適正審査
	適正と判断されたもの	職員の請求どおり	0		100%	
12 13 14 1-	医学的判断による	0件	審査委員の請求どおり	0		
請求どおり 3件	協議を行った事例 0件	認識誤り等と判断されたもの0件	職員の請求どおり	0		
	3.1		審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり	(認識誤り等)		0		
	審査委員の請求どおり	) (認識誤り等)		0		

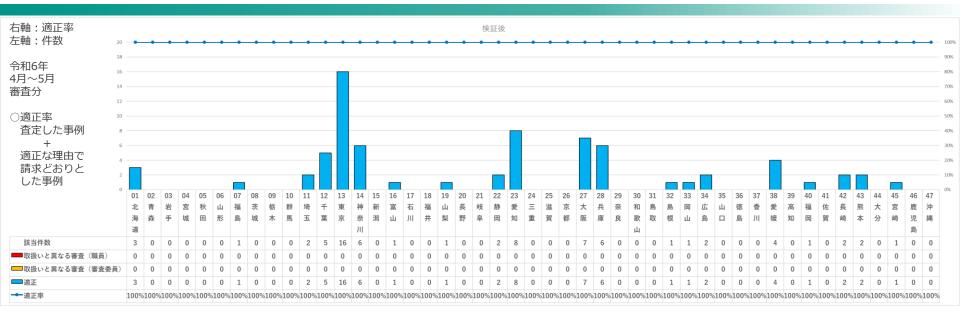
### 項番5 検証前レポート

該当件数 請求どおり(職員) 請求どおり(審査委員)

■査定
●査定率

項番 項目 歯周病患者画像活用指導料(同日5枚超え) 5 ○国保における取扱い 歯周病患者画像活用指導料について、1回につき5枚を超える算定は認めない。 ○取扱いの根拠 算定ルールに基づく。 右軸: 査定率 検証前 左軸:件数 令和6年 4月~5月 審查分

# 項番5 検証後レポート



				件数	割合	
コンピュータチ	コンピュータチェック貼付数					
査定 算定ルールどおり				7 1	98.6%	
	6枚分を複数の摘要で	「求したため一部の摘要を請求どおりと処理したもの		1	1. 4%	適正審査
		適正と判断されたもの	職員の請求どおり	0		100%
-+ 12 12 12 12	医学的判断による	0件	審査委員の請求どおり	0		
請求どおり 1件	協議を行った事例 0件	認識誤り等と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0		
	211		審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり	(認識誤り等)		0		
	審査委員の請求どおり	) (認識誤り等)		0		

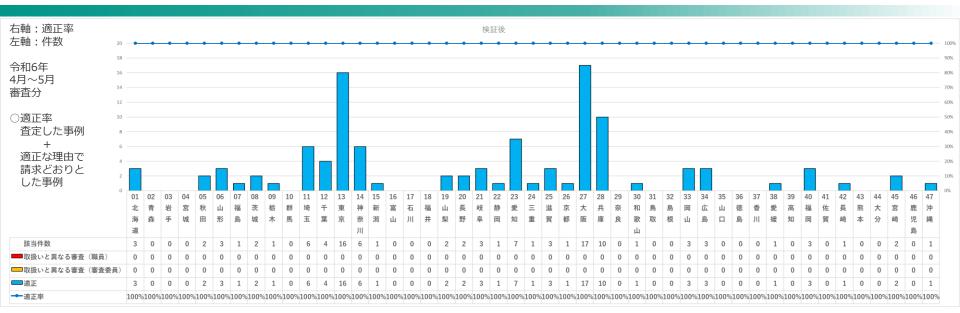
### 項番6 検証前レポート

該当件数 請求どおり(職員) 請求どおり(審査委員)

■査定
●査定率

項番 項目 知覚過敏(1回超えて算定) ○国保における取扱い 知覚過敏処置について、1口腔につき1回を超える算定は認めない。 ○取扱いの根拠 算定ルールに基づく。 右軸: 査定率 検証前 左軸:件数 令和6年 4月~5月 審查分

# 項番6 検証後レポート



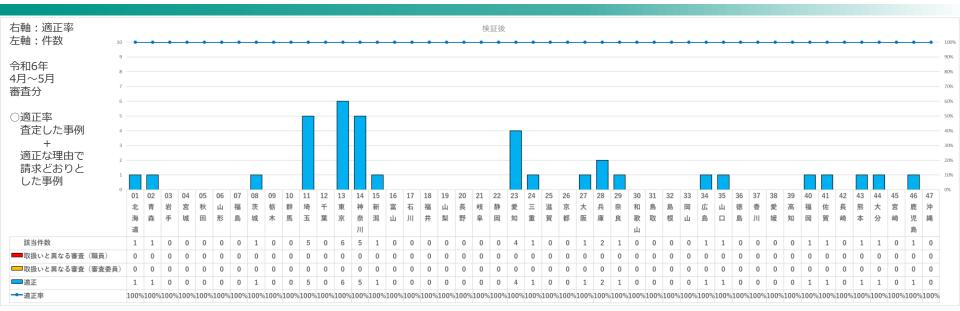
					割合	
コンピュータチ	コンピュータチェック貼付数					
査定	算定ルールどおり			104	97.2%	
	同日再診により2回算定されたもの				2.8%	適正審査
	適正と判断されたもの	職員の請求どおり	0		100%	
1	医学的判断による 協議を行った事例	0件	審査委員の請求どおり	0		
請求どおり 3件	助議で1〕フた事19〕 0件	認識誤り等と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0		
			審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり	(認識誤り等)	0			
	審査委員の請求どおり	[委員の請求どおり(認識誤り等)				

### 項番7 検証前レポート

該当件数 請求どおり(職員) 請求どおり(審査委員)

項番 項目 機械的歯面清掃処置(月1回超えての算定) ○国保における取扱い 機械的歯面清掃処置について、月1回を超える算定は認めない。 ○取扱いの根拠 算定ルールに基づく。 右軸: 査定率 検証前 左軸:件数 令和6年 4月~5月 審查分

# 項番7 検証後レポート



			件数	割合		
コンピュータチ	コンピュータチェック貼付数					
査定	算定ルールどおり			3 4	94.4%	
	2回請求されていたた	り1回請求に処理したもの		2	5.6%	適正審査
		適正と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0		100%
-+ 12 13 12 12	医学的判断による		審査委員の請求どおり	0		
請求どおり 2件	協議を行った事例 0件	認識誤り等と判断されたもの	職員の請求どおり	0		
		0件	審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり	(認識誤り等)		0		
	審査委員の請求どおり	) (認識誤り等)		0		

### 項番8 検証前レポート

項番 項目

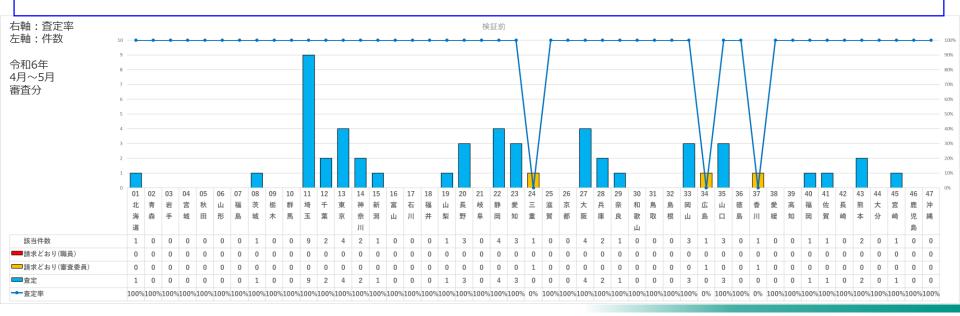
8 歯科口腔リハビリテーション料1(有床義歯の口以外)(月1回超えて算定)

#### ○国保における取扱い

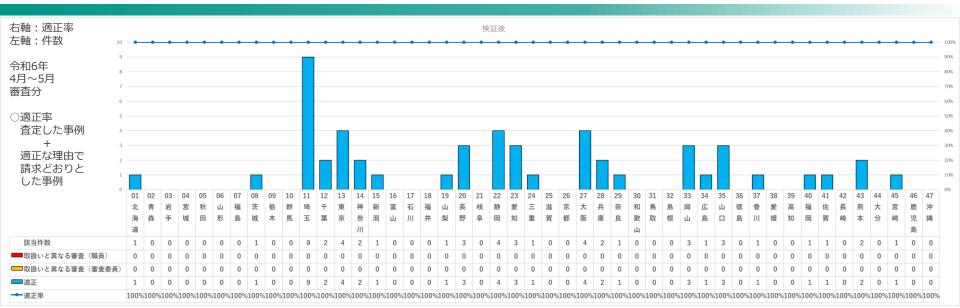
歯科口腔リハビリテーション料1(有床義歯の口以外)について、月1回を超える算定は認めない。

○取扱いの根拠

算定ルールに基づく。



# 項番8 検証後レポート

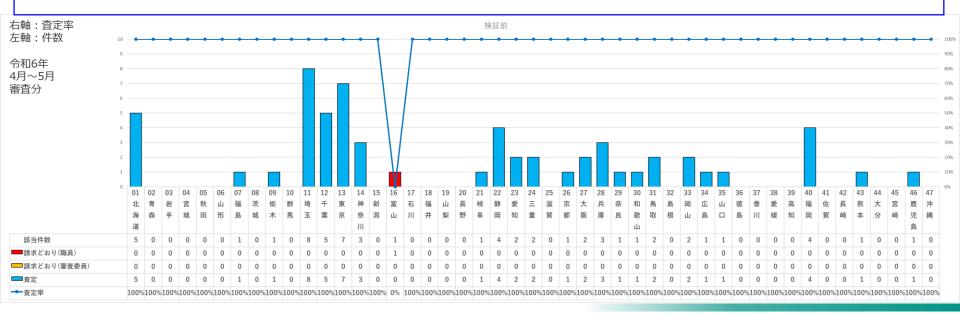


			件数	割合		
コンピュータチ	コンピュータチェック貼付数			5 2		
査定	算定ルールどおり			4 9	94.2%	
	2回請求されていたた	め1回請求に処理したもの		3	5.8%	適正審査
		適正と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0		100%
-+ 12 12 12 12	医学的判断による		審査委員の請求どおり	0		
請求どおり 3件	協議を行った事例 0件	認識誤り等と判断されたもの	職員の請求どおり	0		
		0件	審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり (認識誤り等)			0		
	審査委員の請求どおり	) (認識誤り等)		0		

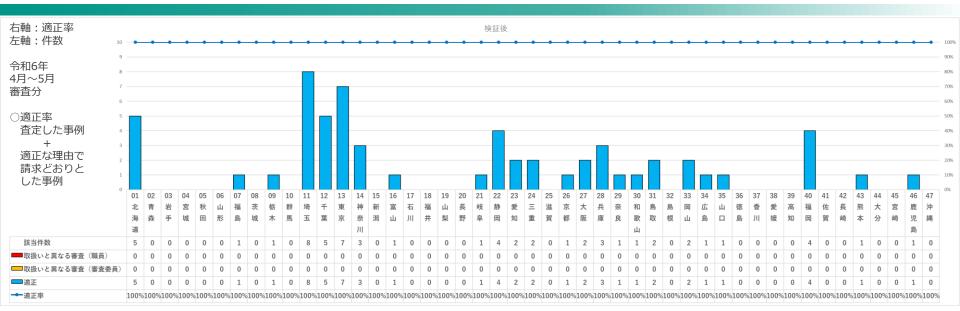
### 項番9 検証前レポート

項番

- 9 歯科口腔リハビリテーション料1 (有床義歯の困難) (月1回超えて算定)
- ○**国保における取扱い** 歯科口腔リハビリテーション料 1 (有床義歯の困難)について、月 1 回を超える算定は認めない。
- 圏村口腔リハモリテーション科 1 (有床義圏の困難) について、月 1 回を超える算定は ○**取扱いの根拠** 算定ルールに基づく。



# 項番9 検証後レポート



			件数	割合		
コンピュータチ	コンピュータチェック貼付数					
査定	算定ルールどおり			5 9	98.3%	
	2回請求されていたた	め1回請求に処理したもの		1	1. 7%	適正審査
	適正と判断されたもの	職員の請求どおり	0		100%	
12 13 14 1-	医学的判断による	0件	審査委員の請求どおり	0		
請求どおり 1件	協議を行った事例 0件	認識誤り等と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0		
			審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり	(認識誤り等)		0		
	審査委員の請求どおり	) (認識誤り等)		0		

### 項番10 検証前レポート

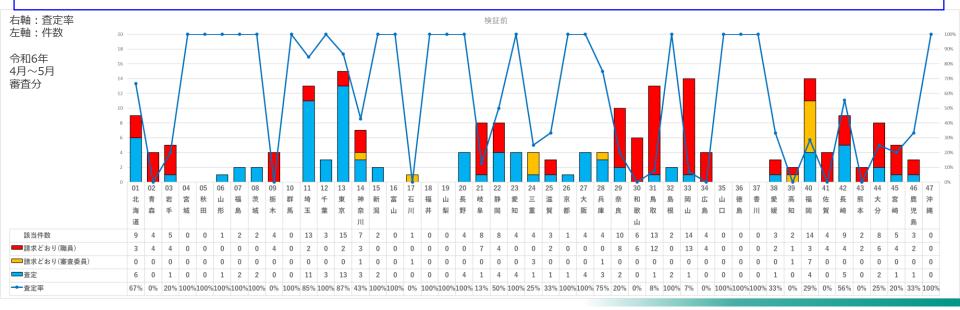
項番

- 10 う蝕処置
- ○国保における取扱い(令和3年2月26日HP掲載)

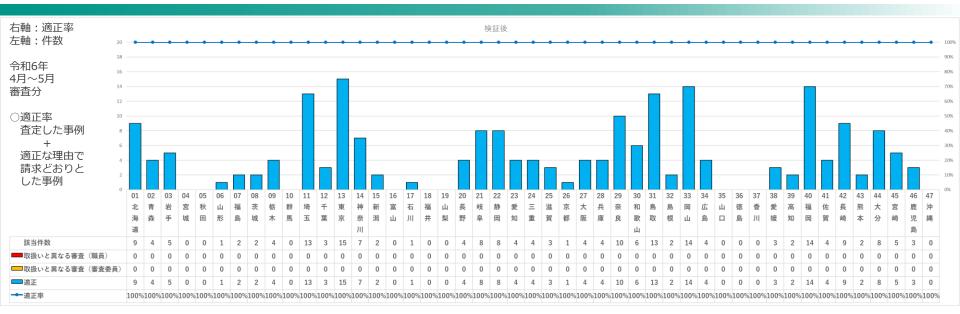
原則として、「脱離」の病名のみで、う蝕処置の算定を認めない。

○取扱いの根拠

脱離のみでは、その原因や状態が明らかでないため、算定にあたっては、う蝕処置が必要とされる傷病名の記載が適切である。



# 項番10 検証後レポート



					割合	
コンピュータチェック貼付数				207		
査定	全国共通の取り決めと	ごおり		8 7	42.0%	
	未コード化病名で適応病名があったものなど			1 2 0	58.0%	適正審査
		適正と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0		100%
15 15 15 15	医学的判断による 協議を行った事例		審査委員の請求どおり	0		
請求どおり 120件	(加強を1) フた事(が) 0件	認識誤り等と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0		
	1 2 3 11		審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり	(認識誤り等)	0			
	審査委員の請求どおり	査委員の請求どおり(認識誤り等)				

### 項番11 検証前レポート

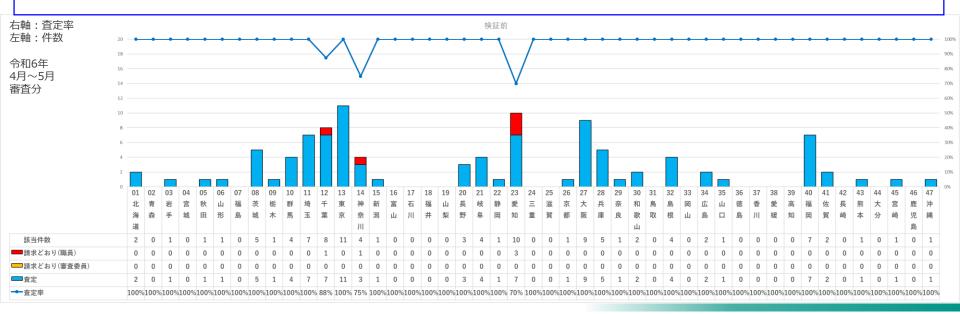
項番

- 11 知覚過敏処置
- ○国保における取扱い(令和3年2月26日HP掲載)

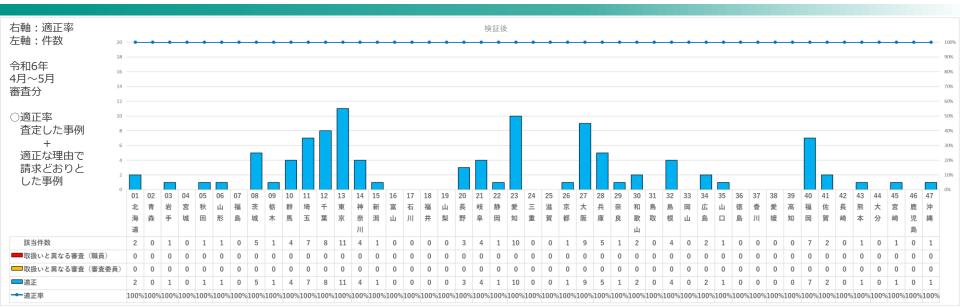
原則として、「う蝕(C)」病名で、知覚過敏処置の算定を認めない。

○取扱いの根拠

知覚過敏処置は、露出した象牙質の疼痛を軽減するために行われる処置であり、算定にあたっては、象牙質が知覚過敏を有する状態を示す傷病名の記載が適切である。



# 項番11 検証後レポート

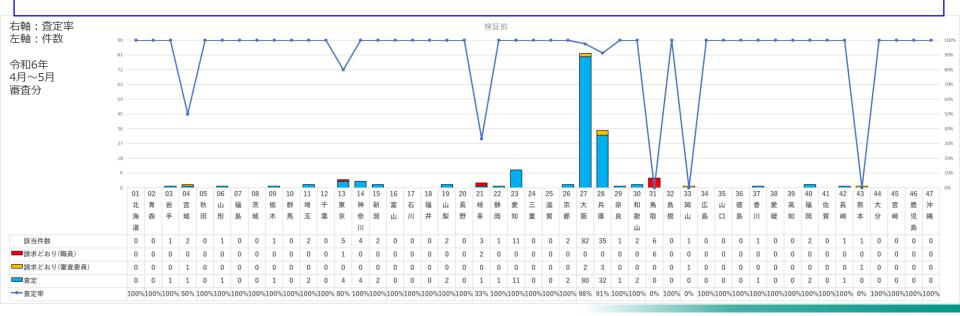


			件数	割合		
コンピュータチ	コンピュータチェック貼付数					
査定	全国共通の取り決めと	ごおり		9 6	95.0%	
	未コード化病名で適応	病名があったものなど		5	5.0%	適正審査
	適正と判断されたもの	職員の請求どおり	0		100%	
-+ 12 13 12 15	医学的判断による 協議を行った事例	0件	審査委員の請求どおり	0		
請求どおり 5件	の 件	認識誤り等と判断されたもの	職員の請求どおり	0		
		0件	審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり	(認識誤り等)		0		
	審査委員の請求どおり(認識誤り等)			0		

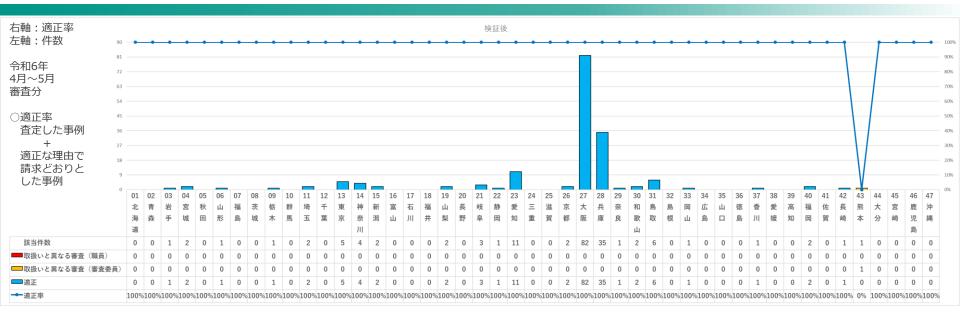
### 項番12 検証前レポート

項番

- 12 う蝕薬物塗布処置
- ○国保における取扱い(令和3年2月26日HP掲載)
- 原則として、「う蝕(C)」以外の傷病名で、う蝕薬物塗布処置の算定を認めない。
- ○取扱いの根拠
  - う蝕薬物塗布処置は、う蝕の進行抑制を目的として行われるものであり、算定にあたっては、「う蝕(C)」病名の記載が適切である。



### 項番12 検証後レポート



			件数	割合		
コンピュータチェック貼付数			169			
査定	全国共通の取り決めどおり			1 5 2	89.9%	適正審査
請求どおり 17件	未コード化病名で適応病名があったものなど		1 6	9.5%		
	医学的判断による 協議を行った事例 0件	適正と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0		99.4% 取扱いと 異なる審査
			審査委員の請求どおり	0		
		認識誤り等と判断されたもの0件	職員の請求どおり	0		
			審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり	(認識誤り等)		0		0.6%
	審査委員の請求どおり(認識誤り等)		1	0.6%		

### 項番13 検証前レポート

項番

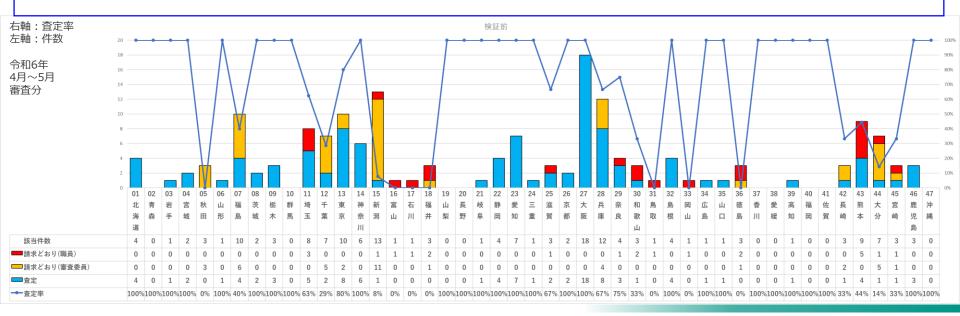
#### 13 充填

#### ○国保における取扱い(令和3年2月26日HP掲載)

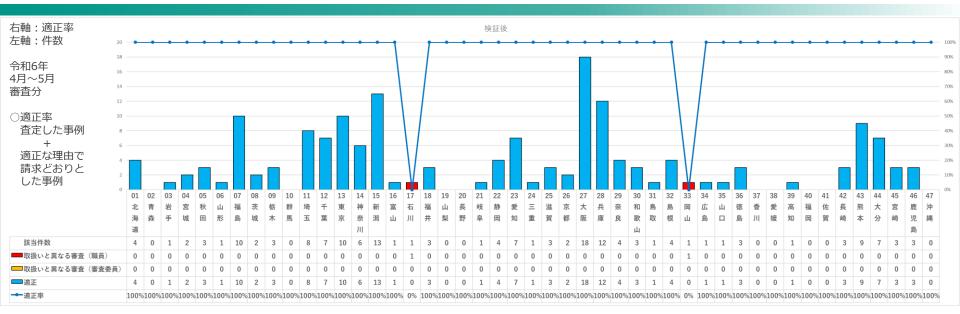
原則として、「脱離」の病名のみで、充填の算定を認めない。 原則として、「疑い」の病名で、充填の算定を認めない。

#### ○取扱いの根拠

脱離で再装着を行った部位に対して、他に症状が表れていない状態に充填を行う必要性は乏しいと考えられる。 充填はう蝕等によって歯の実質欠損が生じた場合に行われる治療であり、充填にあたっては、歯の実質欠損を示す傷病名の記載が適切である。



# 項番13 検証後レポート



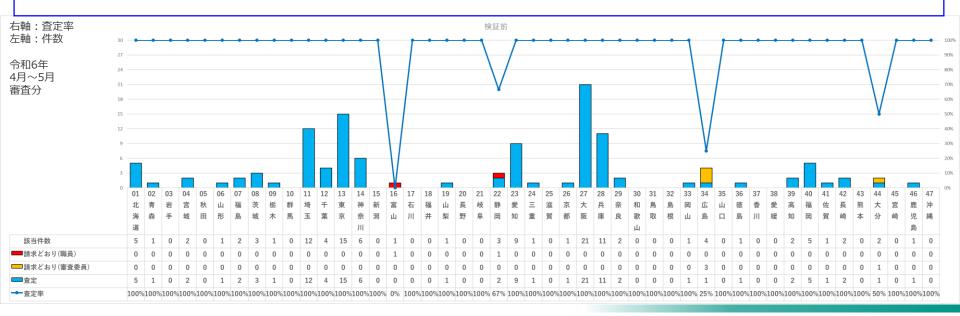
			件数	割合		
コンピュータチェック貼付数			167			
査定	全国共通の取り決めどおり			103	61.7%	適正審査
請求どおり 6 4件	未コード化病名で適応病名があったものなど		6 2	37.1%		
	医学的判断による 協議を行った事例 0件	適正と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0		98.8% 取扱いと 異なる審査
			審査委員の請求どおり	0		
		認識誤り等と判断されたもの0件	職員の請求どおり	0		
			審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり	求どおり (認識誤り等)		2	1. 2%	1. 2%
	審査委員の請求どおり(認識誤り等)		0			

#### 項番14 検証前レポート

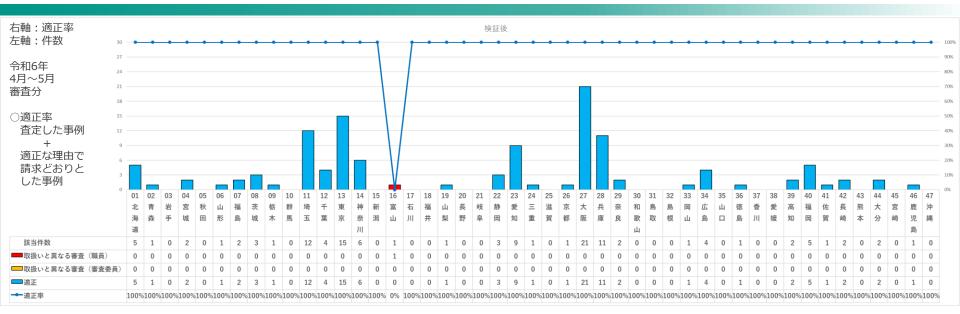
項番

- 14 リテイナー及びテンポラリークラウン
- ○**国保における取扱い(令和3年2月26日HP掲載)**原則として、同日に、同一部位に対するリテイナーとテンポラリークラウンの算定を認めない。
- ○取扱いの根拠

リテイナーは、支台歯の保護等のためにブリッジ装着までの間暫間的に装着されるものであり、一方で、テンポラリークラウンは、前歯部の歯冠補綴物を装着するまでの間暫間的に装着されるものであることから、同一部位に対して各々を装着することは考えにくい。



# 項番14 検証後レポート



			件数	割合		
コンピュータチェック貼付数			1 2 1			
査定	全国共通の取り決めどおり			1 1 5	95.0%	適正審査
請求どおり 6件	コメント等より別部位への実施であったことがわかるものなど		5	4.1%		
	医学的判断による 協議を行った事例 0件	適正と判断されたもの 0件	職員の請求どおり	0		99.2% 取扱いと 異なる審査
			審査委員の請求どおり	0		
		認識誤り等と判断されたもの0件	職員の請求どおり	0		
			審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり	(認識誤り等)		1	0.8%	0.8%
	審査委員の請求どおり(認識誤り等)		0			